



広報 KOGA NO.70

こが 古河

“節電”

暑い夏
みんなで協力して
乗り切ろう！



目次

- 2 総合的文化施設の経過
- 4 高齢福祉サービス
- 8 非行問題に取り組む
- 10 国民健康保険税について
- 12 節電対策
- 13 ハートフルファミリー・親楽ブック

7

JULY

2011

期待される『総合的文化施設』

総合的文化施設の整備については、現在、今年度内の施設整備の基本計画策定を目標に作業を進めています。これまでの施設整備に至る背景や、市民の皆さまが疑問に感じていることなど、Q&A方式を交えてお答えします。

■市民のニーズに適応した文化施設が必要

古河市は合併してはや6年が経過しようとしています。各種市民団体等の統合により、市内外における交流や活動規模が大きくなり、また、活発化の兆しを見せています。

しかし、市民の文化芸術活動の場は体育館や社会教育施設など旧市町で整備した施設を利用している状況で、文化芸術に触れる機会や活動・交流は制限され、市民の新たな文化芸術活動の創造のためにも、市民のニーズに適応した施設の整備が必要です。

また、市には、たくさんの文化資源があり、これらの資源を有効的に活用しながら、北関東の中核的な都市を担うべく新たな古河文化を築き上げ、その拠点となる場所が必要です。

将来の古河市を担う子どもたちが、さまざまな文化に触れることができ、お年寄りまで幅広く多くの人たちが集い、にぎわい、元気があふれ、市の新しいシンボルとして親しまれるような総合的文化施設の整備が必要と考えます。

■建設予定地は古河駅東部土地区画整理事業地区内

総合計画における土地利用構想では、古河駅東部土地区画整理事業地区周辺を「行政と文化交流拠点」とし、行政機能の集積や芸術文化の振興、発展を図るものとしています。

当事業地区は、市を東西に貫く十間通りがあり、さらには地区を縦断する都市計画道路などの整備が予定されるなど交通アクセスにも恵まれた立地条件になっています。

さらには、総合的文化施設の整備を起点として、区画整理事業との相乗効果により宅地の利用増進や民間商業施設の進出が見込まれ、本地区およびその周辺において、文化、産業等の発展が期待されるなど、新市街地形成の起爆剤としての効果が期待されます。このようなことから、3月に策定した総合計画後期基本計画にて、「古河駅東部土地区画整理事業地区内」を建設予定地としています。

■建設費は有利な合併特例債を活用

市は、平成17年に市町合併をしたため、本施設整備にかかる費用(建設費等)の約7割を国から交付税措置される合併特例債という大変有利な財源を活用することができます。

合併特例債の適用期限は、合併年度およびこれに続く10年度となっていますので、市においては、平成27年度内(平成28年3月31日まで)に合併特例債を利用する必要があります。



○これまでの経過

- 平成17年 3月：旧3市町議会において合併関連議案を議決(新市建設計画において「総合的文化施設の整備」を明示)
- 平成17年 9月：合併により新「古河市」が誕生
- 平成19年 3月：第1次古河市総合計画(前期基本計画)において「文化会館の建設検討」を明示
- 平成21年 3月：市民文化の創造に向けた公共文化施設のあり方に関する研究の実施
- 平成22年 5月：市議会特別委員会・全員協議会で説明
- 平成22年 6月：市民に対する「施策説明会」で説明(全8回)
- 平成22年10月：市内71の文化関係団体に対する説明会の実施
- 平成22年10月：臨時議会において総合的文化施設基本計画策定予算の議決
- 平成23年 3月：第1次古河市総合計画(後期基本計画)において「総合的文化施設の整備および建築予定地」を明示
- 平成23年 6月：古河市総合的文化施設基本計画策定検討委員会の発足

Q1. なぜ総合的文化施設を整備することになったのですか？

A. 合併前に合併協議会において協議し、旧3市町の議会で議決された「新市建設計画」や合併後に策定した「第1次古河市総合計画」の両計画の教育文化分野施策で「文化施設の整備」について位置付けがされていて、それらを尊重するものです。

Q2. 何で今、文化施設なんですか？

A. 市の将来像である「風格と希望に満ちた“いきいき古河”」を実現し、次の世代を担う子どもたちのことや、市民の文化芸術との交わりを考えれば、必要な施設です。なお、県内の人口10万人以上(8市)の市で文化ホール(500席以上)がないのは古河市だけです。

Q3. 市民からの要望はあるのですか？

A. 子どもから高齢者までのさまざまな団体や、文化関係者から早急に建設を望む要望書が届いています。

Q4. 施設建設にあたり、市民の意見は取り入れられるのですか？

A. 現在、基本計画を策定するため検討委員会を設置し、市内の幅広い分野から委員として、参画していただいています。この委員会の中で多岐にわたるご意見を取り入れて、基本計画をつくっていきます。



▲第1回古河市総合的文化施設基本計画策定検討委員会(平成23年6月6日開催)

Q5. どのような施設を整備するのですか？

A. 詳しくは、基本計画の中で決定していきますが、さまざまな団体や多くの市民が集い、交流ができ、市のシンボルとして親しまれるような施設を目指しています。そのためにも複合的な機能(音楽・

演劇・展示・会議・練習・防災・ライブラリー・交流等)を備えることを想定しています。

Q6. 文化関係の特定の人だけが使う施設になるのではないですか？

A. 特定の市民の利用を目的に整備するものではなく、例えば、次世代育成の面では、子どもたちが早い段階から文化芸術に触れることで豊かな人生を送れるよう必要な機能を検討するなど、さまざまな市民が利用可能な施設整備を行います。



▲誰もが利用できる施設を整備します

Q7. 文化施設に費用が100億円かかると聞きましたが本当でしょうか？

A. 今までに具体的にいくらかかるという話を市から示したことはありません。事業費については多くの市民が使いやすいよう機能やその規模などを検討し、概算事業費を決定していくことになります。

Q8. 福祉や教育の費用が総合的文化施設の建設費用にまわされてしまうのではないですか？

A. 建設費の財源には合併特例債が活用できるため、今後も福祉や教育等の充実した行政サービスを提供することができます。

Q9. 建設予定地では液状化の危険性などあるのではないのでしょうか？

A. 建設予定地では、今回の東日本大震災においても地表面等には何の変化も起きていません。また、地質調査の結果から、関東大震災や阪神大震災クラスの直下型地震が発生しても、地表面へ砂の噴出やひび割れ等の影響はほとんどありません。

【問】 総和庁舎(本庁)
総合的文化施設推進室 ☎92-3111



さわやか健康教室に参加する皆さん

高齢者の 日常生活を 応援します！

市では高齢期を迎えた人が快適で安定した生活が送れるように、さまざまな高齢福祉在宅サービスを行っています。今回はそのサービス内容を紹介します。

※ 介護保険制度を利用できる人は、介護保険サービスの利用が優先になります。

※ 内容に一部変更が生じる場合があります。

ひとり暮らし高齢者等 給食サービス

加齢・心身障害および傷病等が理由で昼食の調理が困難な人を対象に、食の自立支援・食生活の安定および安否確認のため、お弁当（昼食）を配達します。

対象者 65歳以上のひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯

内容 身体状況や家族の状況を調査の上、必要な曜日に配達します。

利用料 1食 300円

ひとり暮らし高齢者等 「愛の定期便」

ひとり暮らしの高齢者の安否確認、孤独感の解消を図るため、定期的（週3回程度）に乳製品等を配達します。

対象者 65歳以上のひとり暮らしの高齢者（ただし、介護保険要支援・要介護認定者等、ヘルパーや他のサービスで週3回程度安否確認ができる場合は、対象者から除きます）

利用料 無料

ひとり暮らし高齢者等 緊急通報システム

65歳以上のひとり暮らしの高齢者等が突発的な疾病等で緊急に他の人の援助が必要になったときのために、消防署に直接つながる緊急通報装置を設置します。

対象者 緊急・突発的で生命に危険を及ぼす疾患等を有する人

負担 市民税非課税世帯は無料、その他の世帯は設置費用の2分の1

軽度生活支援事業

軽度な日常生活支援が必要な人を対象に、ホームヘルパー派遣により家事支援等を行います。

対象者 65歳以上のひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯

内容 週1回（2時間以内）とし、次の支援を行います。

①家事援助サービス（調理、衣類の洗濯および補修、住居等の清掃および整理整頓、食材料・生活必需品の買い物等）

②公的機関および医療機関への用務等、日常生活に必要な外出等の代行

利用料 1時間当たり 200円



日常生活用具給付等事業

加齢などによる心身機能の低下のため防火等配慮が必要な人や、低所得により自宅に電話を設置できない人を対象に、次の物品の給付・貸与を行います。

対象者 低所得で65歳以上のひとり暮らしの高齢者等

内容 ①電磁調理器（給付）
②老人用電話回線（貸与、ただし通話料金等は自己負担）

負担 市民税非課税世帯は無料、その他の世帯は設置費用の2分の1

寝具類洗濯サービス

加齢などによる心身機能の低下のため寝具類の衛生管理が困難な人に対し、寝具類の洗濯および乾燥消毒サービスを行い、清潔な住環境を提供します。

対象者 65歳以上のひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯で衛生管理が困難な人

内容 敷布団・掛け布団・毛布が対象
（年2回が限度）

利用料 市民税非課税世帯は無料、その他の世帯は1回3,000円

一般高齢者介護予防通所事業

要介護状態になることがないよう支援を要する（自立）高齢者の社会的孤立感の解消および生活機能の向上を図るため、施

設等への通所によりレクリエーション等を行います。

対象者 閉じこもりがちまたは要介護状態になることのないよう支援を要する65歳以上の高齢者

内容 運動機能訓練・健康チェック・給食サービス・入浴・レクリエーション・生きがい講座・送迎等を週1回程度行います（ただし、通所施設の設備状況によってサービス内容が異なります）

利用料 サービス利用料および実費負担相当分（1回およそ1,000円）

高齢者通院タクシー助成

自力および家族等による送迎が困難な高齢者が、医療機関へ通院する際のタクシー代を助成します（自動車税減免を受けている人は利用できません）。

対象者 ①65歳以上のひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯

②70歳以上の高齢者

③要支援・要介護認定者

助成額 1回（片道）の利用額の半額で、1カ月8回までで、6,000円が助成限度



訪問理美容サービス

加齢などによる心身機能の低下のため理容所や美容所に出向くことが困難な高齢者に対し、訪問理美容サービス指定事業者が訪問して理髪を行います。

対象者 ①65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯で、理美容所へ行くことが困難な人
②加齢、心身の障害によりねたきりの状態の人

内容 3カ月に1回を目安とし、年4回が助成限度

利用料 1回当たり2,000円以内の額

実施機関 市で指定した事業所に限ります

ねたきり高齢者等 家族介護用品購入費助成

在宅でねたきり等により常時おむつ等が必要な要介護3以上の人を介護している世帯に、購入助成券を交付します。

内容 介護用おむつ・使い捨て手袋・使い捨て清しきタオル・尿取りパットの購入に関わる助成券を年2回（前期分・後期分として）交付します

助成額 市民税非課税世帯は1カ月6,000円、市民税課税世帯は1カ月3,000円

実施機関 市で指定した販売所で使用できます

**はり・きゅう・あんま・
マッサージ施術費助成**

高齢者および重度心身障害者に、はり・きゅう・あんま・マッサージに係る費用を一部助成することで、健康維持と心身の安定を図ります。

対象者 ① 70 歳以上の高齢者
② 重度心身障害者
助成額 1 回 1,000 円(年 2 回)
施術機関 市で指定した施術機関に限ります

**生活管理指導
短期宿泊サービス**

要介護認定で自立と認定された高齢者を一時的に施設に入所させることで、生活管理指導や、在宅生活が困難な場合の一時保

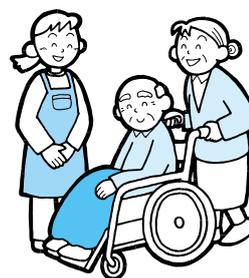
護を行います(送迎はできる限り家族の人をお願いします)。

対象者 ① 65 歳以上で、自立しているが、基本的な生活習慣が欠如しており、生活習慣指導が必要な人
② 疾病ではないが、体調不良で一時的に在宅生活が困難になる人
内容 原則として 7 日間を限度とし、施設に入所して生活管理指導や一時保護を行います(施設の決まりが守れなかったり、問題行動があった場合は、退所していただく場合があります)
利用料 1 日 514 円(食費等は実費を施設にお支払いください)

**徘徊高齢者
家族支援サービス**

認知症で徘徊^{はいかい}をしてしまう高齢者を在宅で介護している家族に対して、徘徊探知システム端末機を貸与します。

対象者 認知症の高齢者を在宅で介護している家族
利用料 月額 500 円
※ 端末機の紛失・破損による交換および通話料金は全額自己負担となります。



白内障補助眼鏡・補聴器購入費等助成

白内障補助眼鏡や補聴器等の用具の購入に関わる費用を助成します。

| 助成対象品目 | 対象者 | 助成基準額 | 利用に当たっての留意事項 |
|-------------|-------------|--|--|
| 白内障補助眼鏡用レンズ | 65歳以上の 人 | ・ 補助眼鏡用レンズ(1回のみ) 2万円まで ・ 特殊眼鏡用レンズ(1回のみ) 4万円まで | ①白内障手術後においても眼鏡を必要とする人に限ります。 ②手術後1年以上経過した場合は助成対象となりません。 ③申請には医師の診断書が必要です。 |
| 補聴器 | 65歳以上の 人 | 2万円まで(1回のみ) | ①原則5年を経過しないと再助成を行いません。 ②身体障害者手帳の交付を受けている場合は、身体障害者に関わる制度が優先されます。 |
| 蓄尿袋 蓄便袋 | 65歳以上の 人 | ・ 蓄尿袋 6,000円まで(1カ月) ・ 蓄便袋 5,000円まで(1カ月) | ①蓄尿袋、蓄便袋の助成は袋のみとします。 ②障害者の助成制度を受けている場合は対象となりません。 |

古河市地域包括支援センター・古河市地域型在宅介護支援センター

誰もが、住み慣れた地域で安心して在宅生活を送ることができるよう、専門の職員が介護保険や保険・医療・福祉サービスを紹介しながらご相談に応じます。お困りのことがありましたら、お気軽に地域包括支援センター、または在宅介護支援センターにご相談ください。



| 施設名 | 所在地 | 電話番号 | 担当区域 |
|------------------|------------|-----------|-------------------|
| 地域包括支援センター（健康の駅） | 駒羽根 1501 | ☎ 92-5920 | 古河市全域 |
| 愛光園 | 新久田 250-4 | ☎ 48-6944 | 駅西地区（古河地区） |
| わたらせ | 大山 507-5 | ☎ 47-0161 | 国道 354 号線以南（古河地区） |
| 平成園 | 旭町 1-17-39 | ☎ 31-3737 | 駅東地区（古河地区） |
| 青嵐荘 | 東牛谷 456-6 | ☎ 98-0030 | 総和北中学校区 |
| 白英荘 | 小堤 1796-2 | ☎ 98-6218 | 総和中学校区 |
| バックアップ（総和中央病院） | 駒羽根 825-1 | ☎ 91-1256 | 総和南中学校区 |
| みどりの里 | 東山田 4796-2 | ☎ 78-1123 | 三和中学校区 三和東中学校区 |
| 秋明館 | 諸川 2530-4 | ☎ 77-3751 | 三和北中学校区 |

好評です！高齢者いきいきバスの旅支援事業

高齢者の団体等が借り上げたバス代の一部を助成します。

■対象団体

- ①古河市老人クラブ連合会および連合会に加入している単位老人クラブ
- ②自治会または行政区が高齢者のために実施するバス旅行で、参加者のうち、60歳以上の参加者がおおむね8割を超える場合
- ③市内に住所を有する60歳以上の人が20人以上で組織され、規約等を定めている団体で、年1回以上社会奉仕活動を行っている団体

■対象となるバス旅行

16人以上が参加する日帰りおよび1泊以上のバス代金について助成します。

■助成金

1台当たり限度額5万円。ただし、1回の旅行で2台以上のバス旅行を実施した場合は、1台当たり5万円を限度に助成します。

■対象となるバス

旅行専用の営業用貸切バス（白ナンバーは対象外）

■申請方法

下記4カ所にある交付申請書に必要事項を記入の上、申請してください。

- 健康の駅・高齢福祉課
- 総和庁舎・市民サービス課
- 古河庁舎・総合相談室
- 三和庁舎・総合相談室

※詳しくは高齢福祉課へお問い合わせください。



【問】総和福祉センター「健康の駅」内 高齢福祉課 ☎ 92-5838

青少年を非行と犯罪から守りましょう!!



三和支部第3班の青少年相談員の皆さん

いよいよ待望の夏休みが間近に迫っています。

しかし、一方で、夏休みは青少年が非行に走りやすい時期であることから、7月を「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」と定め、全国的に青少年の非行防止と犯罪被害の防止に一層の力を入れて取り組んでいます。【問】古河庁舎 生涯学習課 ☎22-5111

下記のメッセージは、(社)青少年育成茨城県民会議の主催による平成22年度「青春応援メッセージ」青少年の部において優秀賞を受賞された2作品です。

SMILE～あなたの笑顔

あなたの笑顔が、みんなを救う。
あなたの笑顔で、心があつたまる。
その笑顔があるから、みんなが幸せになる。

古河第二中学校 小倉衣吹さん

素直

「ごめんね。」と言われると許してあげたくなる。
「ありがとう。」と言われるとうれしい気持ちになる。
素直な心ってすごい。

古河第二中学校 印出美月さん

子どもは地域の宝物

「何事もなく良かったですね」と、声を掛け合い任務が終わる…これが定期巡回街頭パトロール解散時のあいさつです。

ある日の巡回中、7、8人の中学生が自転車で道路の真ん中に集まり話をしていました。私たちの車を見るとその中学生たちはすぐ端に寄ったので、「こんばんは。どうしたの?」と声を掛けました。すると、「あれ? 先生!!」と1人の生徒と一緒に巡回している中学校の先生に気付きました。先生も「気を付けて帰りなさい」と声を掛け、生徒たちは「はい、おや

すみなさい」と帰って行きました。時計を見ると、夜8時を回っていました。

子どもたちにとって、私たち相談員は常に頼れる存在でありたいと思って活動しています。

地域のおじさんおばさんとして、私たち古河市青少年相談員137人は今日も黄色いジャンパーを着て、「何事もない一日」を目指して活動しています。



◀古河市青少年相談員連絡協議会副会長
宮本京子さん

青少年の健全育成に協力しています！

青少年の健全な成長のための社会環境づくりを進めるためには、青少年相談員や行政のみならず、関係する業界や青少年育成に関係する団体の協力が必要不可欠です。

このため、市では青少年との関係が深く、青少年の健全育成に向けた取り組みにご協力いただける店舗を「青少年の健全育成に協力する店」と位置付け、その登録を推進しており、現在、市内のコンビニエンスストアや書店、携帯電話販売店など249店舗が登録されています。

さて、今回はご協力いただいている店舗の中から3店舗をクローズアップしまして、日頃の取り組みなどについてご紹介します。

近年、ネット通販やリサイクルショップ等の台頭が著しく、読者の方々が本をお求めになる手段も大きく変化している状況です。最近では、本の買い取りの際、お客様に対し住所、氏名等わかるものの提示を求め、青少年からの古書の買い受けをしないよう努めており、大変良い傾向であると思っています。

当店における青少年の健全育成に対する取り組みとしましては、青少年に限りませんが、日頃からご利用いただいているお客様から犯罪者を出さないために、あいさつの励行や店内での声掛けを店員全員で行っています。

また場合によって、モラルに反しての携帯電話の使用やマナーの悪い人には毅然と声を掛けることも



行っています。
(有)セキグチ書店
関口店長

2009年4月1日より「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行されたことに伴い、青少年がiモード/SPモード等をご利用される場合には、原則として「アクセス制限サービス」(フィルタリングサービス)をお申し込みいただいております。また、青少年名義でのご契約・ご使用の際は、窓口でのフィルタリングサービスのご案内を徹底しております。フィルタリングサービスには制限範囲が異なる年齢別コースをご用意しておりますので、ご利用に合わせた選択が可能です。

これからも青少年の皆さんが、より安全に携帯電話をご利用いただけるよう努めてまいります。

ドコモショップ古河店・
ドコモショップ古河十
間道路店 渡辺さん



当店は、地域のみなさんや行政のご協力のもと「まちの安全・安心な生活拠点づくり」ならびに「次世代の青少年健全育成」へ取り組むというセーフティステーションの方針に基づき、昨年7月に「青少年の健全育成に協力する店」に登録しました。



特に、未成年者へアルコールや成人雑誌の販売をしないように、面接などを利用し、従業員一同情報の共有化に努めています。また、青少年が他のお客様のご迷惑になるようであれば警察の協力を求め、一方で、駐車場の清掃の徹底などにより青少年のたまり場にならない環境づくりも常に心掛けています。

セブンイレブン古河原町店 中村店長

平成 23 年度の国民健康保険税の

納

付

が始まります

7月から国民健康保険税の納付が始まります。
保険税は国などの補助金や医療機関で支払う一部負担金とともに、国民健康保険を支える大切な財源です。

ぜひ、納期内納付にご協力をお願いします。

【問】 古河庁舎保険年金課 ☎ 22-5111
総和庁舎保険年金窓口室 ☎ 92-3111
三和庁舎保険年金窓口室 ☎ 76-1511

◆国民健康保険税について◆

国民健康保険税を納めるのは、国民健康保険の被保険者としての資格を得たときからで、加入の届出をしたときからではありません。

加入の届出が遅れた場合は、加入資格を得た月までさかのぼって保険税を納めていただくこととなります（遡及課税）。

また、国民健康保険の届出をするまで保険証がありませんので、その間の医療費はいったん全額自己負担となります。

国民健康保険税は世帯単位で課税となり、納税義務者は世帯主となります。世帯主がサラリーマンなどで職場の健康保険などに加入している場合でも、同じ世帯で一人でも国民健康保険に加入していれば、世帯主（※擬制世帯主を含む）宛てに納税通知書が送られます。

※擬制世帯主とは、国民健康保険被保険者がいる世帯において、その世帯主が国民健康保険の被保険者でない場合の世帯主のことです。

納税義務や届出義務は擬制世帯主が負うこととなります。

◆納税通知書について◆

7月中旬に、納税義務者である世帯主宛てに送付します。

【普通徴収の納付】

7月～翌年2月までの8回

年度途中で税額が変更になった場合は、新しい納付書を送付します。

【特別徴収の納付】

仮徴収…4月、6月、8月

本徴収…10月、12月、翌年2月

■特別徴収について

国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯は、原則として世帯主の年金から保険税が差し引かれます。ただし、年金からの差し引きとなる人でも、口座振替で納付することが可能な場合もあります。

※納付方法の変更をしても、年間の税額は変わりません。

※口座振替に変更するために申請書の提出が必要です。



◆平成 23 年度保険税の計算方法◆

| 区分 | 医療給付費基礎分 (0～74歳) | 後期高齢者支援金分 (0～74歳) | 介護納付分 (40～64歳) |
|-------------------|-----------------------|----------------------|-------------------|
| ①所得割額【注1】 | 課税対象額×6.9% | 課税対象額×1.8% | 課税対象額×1.15% |
| ②均等割額 | 15,500円×加入者数 | 4,500円×加入者数 | 11,500円×加入者数 |
| ③平等割額 (1世帯につき) | 16,000円 | 4,500円 | |
| ①+②+③ | 算出額A | 算出額B | 算出額C |
| 賦課限度額 | 51万円 | 14万円 | 12万円 |
| 国民健康保険税額 | 算出額 A + B + C の合計が年税額 | | |

※ 課税対象額とは、{☆総所得金額等－33万円(基礎控除額)}です。

☆総所得金額等は、平成22年中(1月～12月)の分です。

※ 年度途中で世帯の被保険者に異動(加入や脱退等)があった場合は、その人の分についての税額を月割りで計算し直します。

- ・年度途中の加入の場合は、加入された月からの分が加算されます。
- ・年度途中の脱退(転出や職場の健康保険へ加入した場合等)の場合は、脱退された月の前月分までの課税となります。

【注1】 所得のある被保険者ごとに算出し、世帯で合計します。擬制世帯主の分は除きます。

◆軽減について◆

国民健康保険には、所得が低い世帯への税負担を軽減する目的で、保険税のうち均等割と平等割について、7割、5割または2割を軽減する措置があります(平成23年度から、軽減割合が6割から7割に、4割から5割に引き上げられ、2割軽減が追加されました)。

これは、所得額が一定の基準(下表参照)以下の世帯への税負担を少なくする制度で、所得に応じて軽減をします。

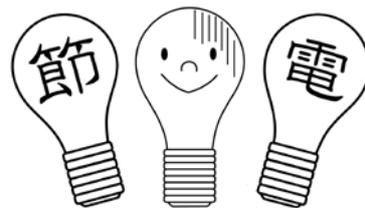
※平成22年度までの課税は、6割・4割軽減のままですので、ご注意ください。

※所得の申告がされていないと所得基準に該当するか分かりませんので減額されません。所得の申告をお願いします。

| 前年中の世帯の総所得(軽減判定所得)金額 | 軽減割合 |
|---|------|
| 33万円以下 | 7割軽減 |
| 33万円+(24万5,000円×世帯主を除く被保険者数+世帯主を除く特定同一世帯所属者数)以下 | 5割軽減 |
| 33万円+(35万円×被保険者数と世帯に属する特定同一世帯所属者数)以下 | 2割軽減 |

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行して5年が経過するまでの間で、継続して同一の世帯に属する人のことです。

一人一人ができること。
それは…



3月11日に発生した東日本大震災により今夏、深刻な電力不足が見込まれています。

そこで、国では「夏期の電力需給対策について」の中で、国民・産業界が一丸となって、平等に努力してこの夏を乗り切るために、ピーク電力(7月～9月の平日午前9時～午後8時)を一律マイナス15%に抑制する方針を定めました。

■目標は使用電力昨年比15%減！

市では、電力需給の抑制対策の必要性を認識し、国の節電方針に沿い、この夏の市内のピーク電力をマイナス15%に抑制することとし、併せて一日を通じた節電についても努めることとしました。

そこで、節電に向けた取り組みを率先して行うとともに、市民・事業者と一体となり、市域全体で取り組む必要があることから、県と協働して市民や事業者の皆さんへの、より一層の協力を呼びかけるものとします。節電対策の実施期間は7月1日から9月30日までです。

下記「家庭での節電対策メニュー」を参考に、効果的な節電にご協力をお願いします。なお、行き過ぎた節電は、健康被害を起こす恐れがありますので、注意が必要です。

■市役所も一足早い「クールビズ」

市役所においては使用電力20%以上の削減を目標とし、例年6月1日から実施していたクールビズも5月16日から始めました。

また、各庁舎・施設等電灯の一部消灯や職員用パソコンの省電力化等を実施しています。

■「計画停電」を実施するような状況にならないためにも…

「計画停電」については「不実施が原則」とされていますが、今後、電力の受給バランスが悪化した場合には、その原則を維持できなくなる可能性も考えられます。そうならないためにも、より一層の節電にご協力をお願いします。

【問】 三和庁舎 環境政策課 ☎ 76-1511

◆◇◆ 家庭での節電対策メニュー（一例） ◆◇◆

| 機 器 | 節 電 対 策 | 削減率 |
|--------|---|-----|
| エアコン | 室温28度を心掛ける | 10% |
| | 「すだれ」、「よしず」、「緑のカーテン」などで日差しを和らげる | 10% |
| | 無理のない範囲でエアコンを消して、扇風機を使う | 50% |
| 照明 | 日中は消灯、夜間もできるだけ減らす | 5% |
| 冷蔵庫 | 設定温度を「強」から「中」に変え、扉を開ける時間をできるだけ減らし、食品を詰め込まない | 2% |
| テレビ | 省エネモードに設定し、画面の輝度を下げ、必要なとき以外は消す | 2% |
| ジャー炊飯器 | 早朝にタイマー機能で1日分まとめて炊いて、冷蔵庫で保存する | 2% |
| 待機電力 | リモコンの電源ではなく、主電源を切り、長時間使わない機器はコンセントからプラグを抜く | 2% |

※ 節電効果の記載値は、在宅世帯の日中の平均消費電力(午後2時：約1200W)に対する削減率の目安です(資源エネルギー庁推計)。

「親楽ブック」
おやがく
家庭教育推進事業
学習会を行っています！

【問】古河庁舎
生涯学習課
☎22-5111



近年、核家族化や共働きが増え、子育てに関心の薄い親や子育てに関し孤立する親が多くなるなど、「家庭の教育力」の低下を感じている人も多いのではないのでしょうか？

そこで、教育委員会では保護者を対象にした家庭教育の学習支援の一つとして、平成21年度に親学習プログラム「ハートフルファミリー・親楽ブック(以下「親楽ブック」という。)」を制作し、市内保育所、幼稚園、小中学校などにおいて、保護者が集まる機会などを利用して学習会を開催し、昨年度はのべ約1,700人が参加しました。今後もさまざまな機会で開催しますので、ぜひ、ご参加ください。

■親楽ブック

「親楽ブック」は、保護者同士が子どもの発達段階に応じた身近なエピソードやワークを通じて話し合いをしながら自分自身の子育てを振り返り、さらに子育てに関する知識などを主体的に学ぶことができる参加型学習プログラムです。

【小学校低学年の子どもを持つ
保護者対象のプログラム例】

○エピソード

夕食の準備でとても忙しい母親に小学2年の娘が「今日のできごと」について話しかけてきた。

○ワーク

この場合、あなたなら娘に対し、どう対応していますか？

■学習方法

参加型学習(ワークショップ)による形式で行います。参加者を4～5人程度のグループに分け、学習会の進行役であるファシリテーターの進行のもと、親楽ブックに掲載されている身近なエピソードやワークについて参加者同士が気軽に話し合いをしながら進めていきます。そうすることにより、自分自身の子育てについての課題に「気が付いたり」、親としてのあり方などについて「考えたり」「整理したり」することができます。

■ファシリテーター

「ファシリテーター」は、講師や先生ではなく、参加者の意見を上手に導きだし、意見をまとめるなどの進行役であり、学習会を効率的、効果的にこなっていく上で重要な役目です。

■ファシリテーターの育成

「親楽ブック」を活用した学習会を継続的に多く実施することになると、ファシリテーターの育成が急務となります。そこで、教育委員会では平成20年度から『「親楽ブック」指導者養成講座』を毎年開催し、多くのファシリテーターの養成をしてきました。さらに講座を修了した者の有志が集まり「古河親楽ファシリテーターの会」を設立し、現在では市内小中学校の保護者が組織する家庭教育学級の学習会などに数多く出向きファシリテーターとして活躍をしています。

参加者の声(抜粋)

- 保護者同士で同じ題材で話し合えるのは、自分にとってプラスになる。
- 子どもに対して「どのように接していくべきか」を考えるきっかけになった。
- 他の保護者の考え方などの話が聞いて参考になった。

みんなの地域は みんなできれいに

年に2回、みんなの手で地域をきれいにしようと、朝から集まり、道路や側溝の清掃・雑草の除去などを行う「市民総ぐるみ清掃」があります。

春の清掃が5月15日午前8時から市内全域で行われ、たくさんの人に参加いただき、短時間できれいになりました。

小さな子どもも参加していました。小さい頃から参加することで、地域を大切に作る心が育まれ、ふるさと「風格と希望に満ちた“いきいき古河”」を大切にしてくれることなのでしょう。



▲みんなで協力して、道路をきれいにしました

きれいな自然環境は いいですね

5月22日に渡良瀬遊水地(新三国橋付近から野木町境まで)で「渡良瀬遊水地クリーン作戦」が行われました。

毎年、豊かな自然環境を守るため、たくさんのボランティアの協力で行われ、きれいになります。今年は87団体、約2,100人のボランティア協力のもと、4.5トンのごみが集められました。内訳は、一般ごみ1トン、粗大ごみ3.5トンです。

きれいになった遊水地。この美しい自然環境をみんなで守っていきましょう。



▲自然環境を守ろうと、たくさんのボランティアの人たちが集まりました

心地よい汗をかきました

6月5日、東日本大震災復興支援事業「第2回古河市行政自治会親善ソフトボール大会」が上大野グラウンド、三和野球場、リバーフィールド古河ほか4会場で行われ、90チーム約2,000人が参加しました。

曇り空のもと、チャレンジ部門・エンジョイ部門に分かれて熱戦が繰り広げられました。

各グラウンドでは、真剣プレーはもちろんのこと、珍プレー・好プレーも続出。ソフトボールを通して、親睦を図ることができました。



▲皆さん、日頃の練習成果を発揮していました

さつきと盆栽で公民館が彩られました

6月3日から5日にかけて中央公民館でさつき展が開催されました。

今年から古河地区と総和地区が合同で開催し、名称を「第一回古河さつき・盆栽展」と改めました。

盆栽愛好家たちが、この展示会のために愛情を注ぎ大切に育ててきた150鉢が展示されま

した。

3日間で800人が訪れ、丹精込めて育てられたさつきに見入る来場者の目には、赤やピンクの華やかな花々が写り込んでいました。

梅雨の合間のひととき、さつきの花々の鮮やかさや、盆栽の緑が訪れた人たちの気分を晴らしてくれていました。



▲たくさんの方が訪れ、愛らしい花々を熱心に見入っていました

目指せ！ 国技館 少年相撲大会開催

古河体育館敷地内古河相撲場において「第26回古河市少年相撲大会」が6月18日に行われました。

小学1年生から6年生の男女38人が出場し、学年ごとにトーナメント方式で競い合いました。相撲のテレビ中継を見て興味がわき、幼稚園から始め、毎週土曜日に練習をしているという熱心な子もいました。

大会終了後には、ちゃんこ鍋のサービスがあり、子どもたちや応援に来た家族のお腹を満たしていました。



▲しっかりとまわしをつかみ、互角の勝負



▲みんなでおいしいちゃんこをいただきました

日々新たなり

古河市長 白戸仲久

～ 古河市マスタースサッカー大会 ～

1都9県の40歳以上のサッカー愛好者が一堂に集い、日頃の練習成果を競う第21回古河市マスタースサッカー大会が5月21日・22日と28日・29日の4日間にわたり、リバーフィールド古河をメイン会場として開催されました。本大会は、サッカーを通して地域間の交流と参加者の健康増進を図ることを目的として、毎年、全国各地より多くのサッカー愛好者を迎えて開催されております。

平成3年に行われた第1回大会では、33チームだった参加数が、今年の第20回記念大会では、139チームと東日本一の大会へと成長いたしました。

今回の大会は、「東日本大震災復興支援事業」と銘打ち、会場内に義援金箱を設置するほか、大会中に参加選手の皆様方にご購入いただいたTシャツの売り上げ金の一部で、今大会を含め、これまでに東北地方から参加いただいたチームに対し、物資の支援を行うこととしました。

また、今大会には、青森・福島両県の被災地より、2チームの参加があり、震災に負けないためのエネルギーを

サッカーから得ようという強い意気込みを感じることができました。

大会最終日の29日は、あいにくの雨でしたが、ピッチが水たまりだらけの悪条件の中で、選手たちはボールを奪い合い、相手ゴールを攻め込んでいました。なお、チャレンジ部門の50代では、古河市の「LAZOS古河A」が優勝しました。

大会成功の背景には、後援をいただいている朝日新聞社や茨城県サッカー協会、協賛をいただいている古河ホテル旅館組合をはじめとする各界の皆様方の並々ならぬご尽力があります。心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。

本大会は、古河市が取り組む“スポーツのまち古河”の主要施策のひとつである、生涯スポーツの振興にも大きく寄与するものであります。大会の今後ますますの発展を祈念したいと思います。



My Hobby

継続が魅力なり「マラソン」 瀬戸初雄さん（桜町）

近ごろでは、ファッション誌などでも特集を見かけるようになったランニング。

市内でも街中や公園を爽やかに走り抜けるランナーが急増中です。40代から60代の人でも、ダイエットや体力増進を目的にジョギングを続けるうちに走る距離が延びていき、最終的には42.195kmのフルマラソンを完走される人もいます。今回はそんなマラソンにも挑戦している瀬戸さんにお聞きしました。

気軽に始めてみました

7年前、知り合いに声を掛けられ、気軽に始めたそうです。その後、近くで行われたマラソン大会で10kmの部に参加し、走ってみると、完走した後の達成感が強く、また心地よく、向上心が強い瀬戸さんは、「よし、次の段階へ行こう」とすぐに思ったそうです。

そんなある日、ジョギング中に、渡良瀬の土手を楽しそうに走るチームを見て、「そうだ自分たちもチームを立ち上げよう」と思い、すぐに仲間6人に声を掛けると、全員一致で、現在の古河渡良瀬RC(ランニングクラブ)ができました。



▶年代を超えてマラソン以外にも一緒に楽しんでいるそうです



▲還暦を迎えたとは思えない見事なフォームで先頭を走る瀬戸さん

健康に本当にいいですよ！

トレーニングで、多い時には、月に350kmほど走る現在、ご飯もお酒もますますおいしくなり、体が引き締まって調子がよく、健康には最適だと思ったそうです。最近は、春と秋には、必ずフルマラソンにも挑戦。さらに、あの人気が高い東京マラソンに出場した経験も……。

「マラソンは難しくないですか？」と質問すると、「最初はヒザを痛めたりしないように、ウォーキングとランニングを繰り返してみるといいですよ。最初は誰でも走れるぐらいのスピードで、難しく考えることはないです。」と自らの体験から分かりやすく教えてくれました。

また、走っていると気持ちがよくなってどんどん足が進んでいく“ランナーズハイ”という楽しい経験もできるそうです。

ぜひ、市内を走るマラソン大会を！

瀬戸さんは今、合併して大きくなった古河市の沿道をたくさんの人で埋め尽くし、声援を体いっぱい受けながら走るマラソン大会の開催を切に願っています。

また、マラソンは個人競技とはいえ、チームでひとつになって楽しむこともできる団体スポーツ。今では、20代から60代のメンバー35人が所属する古河渡良瀬RC【☎0280-22-9054】では随時楽しい仲間を募集しています。「私たちと一緒に走りませんか？ マラソンは楽しい生涯スポーツですよ！」と最後まで笑顔の瀬戸さんでした。

パークライフ 足を延ばして足利三カ院めぐり 《古河総合公園》

足利三カ院とは、古河公方が開いたとされる三つの寺院、徳源院、松月院、永仙院で古河総合公園とその周辺に存在する史跡です。

徳源院(跡)は、公園内にあり、その名は、五代目古河公方足利義氏の一人娘、氏女の戒名に由来します。今は、境内に氏女と子の喜連川義親の石塔が親子仲良く並んでいます。

松月院(跡)は、公園の西方約300mにあり、名は義親の妻の戒名に由来します。今は、二基の石塔があり、その一つが義親の妻のものと考えられています。昨年、一帯は、松月院公園として整備され、古河総合公園と結ぶ道路も作られました。

永仙院(跡)は公園の北方約800mにあります。名は四代目古河公方足利晴氏の戒名に由来します。今は、歴代の住職の墓の他、二代目古河公方足利政氏に仕えた名医の田代三喜の墓跡等があります。



▲ゆっくり歩いて45分ほど

いずれの寺院も今では、小さな塚や墓標を残すばかりですが、当時は、敷地が広がり建物があったことでしょう。そして、近くには、古河城(現：渡良瀬川河川敷)や鴻巣御所(現：公園内、公方様の森)もあり、この辺一帯は、古河公方ゆかりの史跡が随所に見られます。

「お散歩は、公園内を一周り」という皆さまも、少し足を延ばし足利三カ院めぐりで、“古河公方の歴史を伝える場所”古河総合公園とその周囲を散歩し、往時をしのいでみてはいかがでしょうか。

※これまで義氏の墓とされていた石塔は、最近の研究で氏女のものと考えられています。

【問】古河総合公園管理棟

☎47-1129 FAX48-5685

✉ sougou-park@koga-kousya.or.jp

HP <http://www.koga-kousya.or.jp/koga-park/>

文化財の窓

墨書土器

土器(土師器や須恵器)の底面や側面に文字や記号、絵などを墨で書き記したものを墨書土器とよんでいます。この土器は7世紀から10世紀ごろの古代の遺跡から多く出土しています。官衙(役所)遺跡の場合は全国的に出土例がみられ、集落遺跡の場合は東日本での出土例が多くみられます。書かれている文字は、1~2文字の場合がほとんどで、地名や施設、特定の人物・集団を表しているものもありますが、多くの場合は意味不明です。官衙遺跡から出土するものは施設名が書かれる場合が多く、土器の帰属を示していると考えられています。集落遺跡から出土するものは、集落のなかで集団ごとに共通した文字を書いている例があります。また各地の遺跡で共通している文字がみられ、吉祥的な意味合いの文字も多く、神仏に対する祭祀などの儀式に使用されたとも考えられています。

市内の遺跡からも「厨」・「大」・「千」・



▲本田遺跡の墨書土器【富】

「東」・「田」・「方」・「上」・「得」・「満」・「千万」・「香蓋」・「富」・「阿」などの文字を書いた墨書土器が出土していますが、判読できないものが多くあります。特に注目されるのは北新田A遺跡(市内柳橋所在)出土の「厨」の墨書土器で、8世紀中ごろの須恵器(坏)の底部に書かれています。「厨」は厨房施設を意味すると考えられ、同遺跡周辺に地方支配に関係した役所的な施設があった可能性が考えられています。

三和資料館で7月16日から9月29日まで開催する企画展「発掘された古河3」では、平成20年度に発掘調査された本田遺跡(市内五部所在)の出土遺物を展示します。本田遺跡では17点の墨書土器が確認されています。「前寺」・「阿」・「大」・「富」など文字もしくは記号と思われるものは15点、不明2点で、「富」および「富」の一部と読めるものが8点あり約半数を占めています。(三和資料館)

古河歴史博物館 七夕飾りのお知らせ

五節句のひとつ、七夕の季節がやってきました。織女と牽牛が天の川を渡り、年に一度の逢瀬を遂げると伝えられる七夕。あいにく、この時期は例年梅雨にあたり、雨降りて星空が望めない年も多々あります。七夕は地域によって行われる日が異なるため、現在の新暦7月7日のほか、旧暦の7月7日(今年は8月6日)や、月遅れの8月7日に行われる地域もあります。この頃ならば天候も良く、星祭りの行事にふさわしい季節といえるでしょう。

一方、七夕はお盆の前に行う禊ぎの行事として、この日に雨が降ることを期待する地域もあります。祖先の霊を迎えるために穢れを洗い清めるという意味においては、雨の七夕も大変意義深いものなのです。

さて、古河歴史博物館では7月1日から10日まで、恒例の七夕飾りをしております。博物館玄関先に立てられた竹に、願い事を書いた短冊を飾ることができます。ご来館の際には、ぜひ、ご参加ください。

○古河歴史博物館 企画展「写真と記憶」
7月23日(土)から8月31日(水)まで

お盆の里帰りや夏休みを意識して企画している恒例の夏の写真展。記憶の底にある誰もが懐かしいと感じる心と呼び覚まします。

開館時間

午前9時から午後5時
(入館は4時30分まで)

【問】

古河歴史博物館 ☎22-5211



▲土手で遊ぶ子どもたち
(昭和40年代)



▲古河駅西口駅前の様子
(昭和40年代前後)

図書館おすすめの図書

◇一般書

・ 朗朗介護

米沢 富美子 著



93歳の要介護度5の母を見るのは、72歳の著者とその妹。しんどい日々のなかでも“笑い”を忘れない「朗朗介護」を綴る。『週刊朝日』連載を単行本化。

出版社…朝日新聞出版
分類…916ヨ

◇児童書

・ ちびころおにぎりななみはなあに

おいおい じゅんこ 作・絵



ママの手で握られたおにぎり。それぞれのおにぎりには、しゃけや梅干しなど、おいしそうな中身が入っていますが、ちいさなおにぎり・ちびころちゃんだけには、中身がなくて…。おいしいおにぎりがいっぱいのお絵本。 出版社…教育画劇
分類…Eチ (古河図書館)

健康情報局

赤ちゃんが「泣くこと」

～成長発達のうえでとても大切な意味があります～

○赤ちゃんが泣くことの意味

赤ちゃんが泣くには、大きく2つの意味があります。一つは、自分の危機的状況を伝達する手段です。「おなかですいた」「おしりが汚れた」など生理的な不快感で泣いていることが、結果としてコミュニケーション手段になっています。

もう一つは、泣いて人を呼び寄せ、抱っこしてもらったりして安心を得るといった愛情を確認するための行為であり、人との関わりのできる生後6カ月にはかなり明確になる「泣き」です。この時期、赤ちゃんの泣きについて、原因のつかめない、なだめにくい泣きが「空腹」について二番目に多いという研究結果もあります。

つまり、赤ちゃんをなだめられない場合、親御さんは自信をなくしてしまいがちですが、赤ちゃん自身の「なだめにくい泣き」に原因があることが多いということです。

なだめにくい泣きについて、赤ちゃんによって、その時期は異なりますが、多くの赤ちゃんが養育者(親御さん)に対し、「この人は守ってくれる」という認知ができてくる時期から、少なくなっていくようです。つまり、なかなか泣きやまない大

変な時期はいつまでも続くわけではなく、赤ちゃんとの関係を築いていけば、泣きもおさまるといいう見通しがたてられます。

○泣いたときの対応

ワーンと泣いている赤ちゃんの情動は穏やかに抱きかかえられることでなだめられていきます。赤ちゃんが「泣く」ということは、自分の気持ちをコントロールできる人になっていくための、大切なきっかけです。この時期は本当につらく、どうやっても泣きやまないこともあります。

でも、あきらめないで、抱っこし続けることや話しかけ続けることが子どもの成長を促し、さらに育児を楽しむことにつながることが分かれば、大変な時期を乗り切ることができるでしょう。

赤ちゃんの泣き声を強く感じたり、この子の泣き方はおかしいんじゃないかと不安に思うときには、一人で抱え込まず、健康推進課(☎48-6881)や子育て支援センターなどにご相談ください。



(健康推進課)

表紙写真

「蛍光灯の間引き」「緑のカーテン」「長時間使用しない機器はプラグを抜く」「室温設定28度」「打ち水」を紹介しましたが、「節電」の方法はたくさんあります。各家庭それぞれ工夫しながら節電にご協力をお願いします。

また、短期的な取り組みとして終わらせるのではなく、ライフスタイルを見直し、継続することが大切です。「がんばろう! 日本」

寄付

市の災害復旧対策および被災者支援費としてオリオン商店街より14万7,111円の寄付。

市村園子さん(那須塩原市)より、篆刻美術館に^に二^に世^に中^に村^に蘭^に臺^に・刻^に印^に、中^に村^に淳^に・刻^に印^にの寄付。

古河市電設業協会より、AED(自動体外式除細動器)の寄付。

人口と世帯

(6月1日現在 住民基本台帳から)
総人口 144,367人 (- 52)
男 72,435人 (- 9)
女 71,932人 (- 43)
世帯数 54,755世帯 (+ 62)

()内は前月比



カリウム豊富な野菜で高血圧予防！ **食育レシピ**

“枝豆とカボチャの白あえ”



(1人分)
 エネルギー=99kcal
 たんぱく質=5.6g
 脂質=2.8g
 カルシウム=58mg
 食塩相当量=0.5g

材料(4人分)

枝豆80g、カボチャ160g、木綿豆腐120g、
 砂糖小さじ2、みそ小さじ2・2/3

作り方

- ①枝豆は塩ゆでして、さやから出しておく。
- ②カボチャは1cm角に切り、ラップで包んで電子レンジで柔らかくなるまで加熱する。
- ③豆腐はそのまま電子レンジで1分加熱し、ペーパータオルで水気をふき、つぶす。砂糖とみそを加えて混ぜる。
- ④枝豆とカボチャを③に加えてあえる。

(食生活改善推進協議会)



アイドル登場



「やんちゃボーイ」

高橋楓采^{かえで}くん

(2歳2カ月 女沼)



いつも明るく優しい楓采♥2歳になってわがままもありつつ、できることも増えて、家族をいっぱい笑わせてくれます。9月にはお兄ちゃんになるので、最近は大きくなったママのお腹をいい子いい子してくれたりします。

これからもみんなと仲良く健康に育ってね♥

元気いっぱいな楓采でいてね♥

(お父さん：保さん・お母さん：幸枝さん)

古河風土記

平成23年7月1日発行
 ●発行所/〒30610291 茨城県古河市下大野2-24-8 古河市役所 502800(2) 3-111
 ●編集/広報室 ●ホームページ/https://www.city.ibaraki.tokai.jp/

ナンマイダンボとはなんなんだい
 ～五部の安全を境でまもる～

「ナンマイダンボが7月にあるから……」と、まつりの当番の方がおっしゃる。4月の弘法大師のおまつりに五部に足を運ぶと、歓待されたうえに、「若いのに……」の言葉についていい気になってしまい、「また参ります」なんて約束してしまいました。ところでナンマイダンボってなんなんだ。話にはなんとなく聞いていたけれど、それはそれで自分の五感で確かめてみるしかないでしょう。そこで、昨年の7月第3日



▲悪いものが入らないように、道の辻でナンマイダンボ(五部)

「ナンマイダンボ……」の唱え言とともに、数珠は大きく時計回りにまわされた。幾度ともなく唱えられるその言葉は、「南無阿弥陀仏」から変化したもの。地方によっては、百万遍とか数珠ぐりなどとも呼ばれている。もともと観音講で行っていたというから、女性が多い

本来、この行事は7月21日に行われていました。一昨年から、勤め人に配慮してその近くの日曜日に行われるようになったようです。

この大きな数珠はお堂のなかで、50回まわされたのち、五部の住宅地のはずれや辻など7カ所で、それぞれ10回ふたたび円能寺にもどって30回、ナンマイダンボと唱えながら、繰り返しまわされます。

午前8時、円能寺という観音様のお堂に、当番の人たちが集まる。ひととおり掃除を終えると、全員集合。合図はカーンカーンと叩く鉦の音。ご本尊へのお参りを終えると、大きな数珠がひっぱり出され、堂内いっぱい広げられた。集合で用いられた鉦が真ん中で規則的に叩かれ、「ナンマイダンボ、ナンマイダンボ……」の唱え言とともに、数珠は大きく時計回りにまわされた。幾度ともなく唱えられるその言葉は、「南無阿弥陀仏」から変化したもの。地方によっては、百万遍とか数珠ぐりなどとも呼ばれている。もともと観音講で行っていたというから、女性が多い

ところで五部では、このように境を意識した行事に、3月上旬に群馬県板倉町の雷電神社から迎えた「村内安全・講中安全」の御札を、ムラ境を中心にして5カ所立てるといふ、初噺子というものもあります。住宅地のはず

れや辻、ムラ境に、幾重にも見えない神仏のバリエーションを張るのみならず、数珠の回転と反復によってそのパワーを増大させる……。これで五部の安全は守られる、なんて考えるのは、少々大げさでしょうか。

それにしても、年を重ねるごとに「若いのに」なんておだてられると、ついふらふらと行ってしまおう。わたくし、こんなんでもよいのでしょうか。

古河歴史博物館学芸員 立石尚之